



Title	存在文における場所項の主題化
Author(s)	仲本, 早紀
Citation	日本語・日本文化研究. 2014, 24, p. 160-169
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/51017
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

存在文における場所項の主題化

仲本 早紀

0. はじめに

これまで存在文についての研究はさまざまになされてきたが、その中で存在文の主題化を扱ったものは多くない。例えば、以下のような文である。

- (1) このカフェはテラス席がある。
- (2) 彼は才能がある。
- (3) 彼女は華がある。

これらの文は「～がある」形式をとっており存在文であるが、「このカフェは」「彼は」のように場所項が主題化している。このような存在文における場所項の主題化についての研究は、角田（1991）や澤田（2003）、堀川（2012）などがあるが、用法分類や他の構文（シテイル構文、モッテイル構文など）の比較によるものが多く、管見の限りにおいてはどのような制約のもとで存在文の場所項が主題化できるのかについて詳細な議論がなされていないように思われる。例えば、(1)は主題文として成立するにもかかわらず、(1)aではその許容度が下がる。つまり、単なる「席」では主題化が難しいが、「テラス席」では主題化が成立するというわけである。

(1)a?? このカフェは席がある。

そこで本稿では存在文において場所項の主題化が成立するときの制約について考察することを目的とする。また、主題化されることによってどういった意味が生み出されるのかについても考察し、主題化された存在文は全て性質・特徴の意味を表すことを主張する。また主題化について、これまでは概して情報量が増えたときには主題化した文が安定すると考えられてきたが、単なる情報量の増加だけでは成立しない文があることを指摘し、どのような情報が与えられるときに主題化の文が安定するのかについても考察することで、主題化の議論における重要性を主張する。

1. 先行研究 澤田（2003）「XはYがある」

澤田（2003）では「～がある」形式について、場所名詞句を主題化した「XはYがある」形式の文を属性表現の存在文とし、以下のような分類を提示している。

A. 物理的存在 (Y=具体物・非普通所有物)

Y が物理的に X の中に存在していることを表す。

- (4) 彼は白髪がある。
- (5) この公園は噴水がある。
- (6) 彼は目の下にほくろがある。
- (7) この花瓶は底に傷がある。

B. 非物理的存在 (Y=抽象物・非普通所有物)

- (8) 彼はやさしいところがある。
- (9) 彼は行動力がある。
- (10) 彼は音楽に才能がある。
- (11) この野菜はガン予防に効果がある。

C. 程度性存在 (Y=抽象物・普通所有物・スケール)

- (12) 彼は身長がある。
- (13) この港は水深がある。
- (14) この部屋は奥行きがある。
- (15) 彼はユーモアがある。
- (16) この絵は価値がある。

D. 親族の存在 (Y=有情物)

- (17) 彼は妻がある。
- (18) 彼は九州に親戚がある。

澤田(2003)における分類は「XはYがある」構文の意味分類を行ったものであるが、アル構文の主題化の制約については考察されていない。また、A.物理的存在とD.親族の存在として掲げられている文が本当に単なるYの存在を表すのかどうかについて疑問が残る。

2. 澤田(2003)における「物理的存在」

2.1 A類への疑問

澤田(2003)では上記の分類A類において主題化された存在文も「物理的存在」を表すとしているがこれは本当であろうか。ここで澤田(2003)においてA.「物理的存在」の例として取り上げられている4文を再掲し、検討したい。

- (19) 彼は白髪がある。 (= (4))

- (20) この公園は噴水がある。 (= (5))
(21) 彼は目の下にほくろがある。 (= (6))
(22) この花瓶は底に傷がある。 (= (7))

これらの文はたしかに「白髪」「噴水」「ほくろ」「傷」の物理的な存在を表しているように見える。しかしこれらの文を主題化された場所項である「彼」「この公園」「彼」「この花瓶」との関係で捉えてみると、それぞれにそのありかたの描写に差異があるように感じられる。

2. 2 A類の再検討

A類とされている文を眺めると、これらは単なる物理的存在から派生してB類やC類が表すような「属性」または「性質・特徴」を表しているように思われる。つまり、「～がある」形式の場所項が主題化したとき、その意味は物理的存在から派生し、すべての文が澤田（2003）におけるBやCの分類にあてはまる文が表すような「属性」または「性質・特徴」を表すと言えるのではないだろうか。

一見、単なる存在を表すと考えられる(23)～(26)の文について考えてみても、これらの文は性質・特徴を表す文だとみなす方が自然に思われる。

はじめに(23)をみると、この文は「この花瓶」における「傷」の存在を単に語るものではなく、その存在を離れて「この花瓶」のあり方を語る文であると考えられる。「この花瓶」に対して「傷」という言葉が、花瓶がどのようなかを描写しており「この花瓶」の性質・特徴と位置づけられているのである。

- (23) この花瓶は底に傷がある。 (= (7))

また、(23)は「底に」という名詞句がない場合でも成立する。

- (23)a この花瓶は傷がある。

このようなタイプは「XはYがある」におけるYが何の修飾も伴わずにXの性質・特徴を示している。他にも以下のような文が考えられる。

- (24) この皿はひびがある。
(25) この本は書き込みがある。
(26) この器は作者のサインがある。

次に(27)について考えてみると、(27)ではXの「彼」に対してYの「白髪^{しらが}」という言葉はそのあり方を語るものとして描写されており、単なる白い髪の存在や、あるいは髪色を語る文ではないと考えられる。これは(27)a, (27)bが非文であることからもうかがえる。また、「白髪」を「はくはつ」と読む場合にも成立しない。

(27) 彼は白髪^{しらが}がある。(=(4))

(27)a* 彼は長髪がある。

(27)b* 彼は茶髪がある。

(27)c* 彼は白髪^{はくはつ}がある。

また、「白髪^{しらが}」を部分的に捉えるとしても、(つまり、多数の黒髪の中に白い髪が混じっているという解釈をするとしても)(27)dと(27)eにおいては許容量が低いことから、(27)は単に白い髪の存在を語る文ではなく、「彼」の性質・特徴を表す文であると考えられる。

(27)d* 彼は長い髪がある。

(27)e* 彼は茶色い髪がある。

ここで「白髪^{しらが}」では主題化した文が成立するにも関わらず「長い髪」「茶色い髪」ではどうして成立しないのかについて疑問が生じるが、この問題については3章1節で考察する。

(28)について考えてみても、「噴水がある」ということが「この公園」の特徴として位置づけられているといってよいのではないだろうか。この文を「この公園」における「噴水」の単なる存在とするなら、(28)aのように、単なる地点をあらわす「北」という言葉を加えたとしても成立するはずであるが、実際には(28)aでは許容量が下がる。

(28) この公園は噴水がある。(=(5))

(28)a?? この公園の北は噴水がある。

また、(28)の文における「噴水」がたとえば(29)のように「ベンチ」のような、ふつう公園にあるようなものでは許容量が低い。つまり(28)において「噴水」は取り上げるべき「この公園」の特徴として表されているということである。ただし、(29)aのように何らかの修飾を伴って「この公園」の性質・特徴の意味を読みこめる場合には主題化された文は安定する。(どのような修飾が主題化を安定させるかについては3章1節で考察する。)

(29)?? この公園はベンチがある。

(29)a この公園はきれいなベンチがある。

最後に(30)について考えてみると、(29)aとはまた異なる形で情報が具現化されていると
いってよいだろう。(30)において欠かせないのは「目の下に」という修飾である。(30)の
文は(30)aのように何の修飾も伴わない場合には許容度が著しく下がる。つまり、「目の下
に」という修飾がこの文を安定させているのである。

(30) 彼は目の下にほくろがある。(=(7))

(30)a?? 彼はほくろがある。

2. 3 D類の再検討

また、2.2 で述べた考察は澤田（2003）において D. 親族の存在と分類されている文に
もあてはまると考えられる。

(31) 彼は妻がある。(=(17))

(32) 彼は九州に親戚がある。(=(18))

澤田（2003）では、この分類に属する文は単に親族がいることを語る文とされているが、
(31)は単に妻があることを語っているのではなく既婚者であることを語る文だと考えられ
る。つまりこの文は妻という存在があるかないかという描写を離れて、彼がどういった人
間なのか、既婚者なのか未婚者なのかという「彼」のあり方を語る文になっているのであ
る。(32)に関しても、この文の使用場面を考えてみれば（たとえば九州に働きに行くこと
になった友人に、九州に親戚がある「彼」を紹介するという場面で用いられると考えると）
単なる親族の存在というよりも親族を持っている「彼」の「性質・特徴」を語る文である
と考えた方が自然である。

これまで見てきたように、澤田（2003）で物理的存在とされてきた A 類と D 類を再検
討すると、その意味は単なる存在を離れて X の性質・特徴をあらわすものであるように感
じられる。ゆえに澤田（2003）がこれらの文を属性存在文というように A 類と D 類の文
も属性存在文として表されているのである。このように考えると、B 類と C 類に関しては
言うまでもなく性質・特徴をあらわすものであるから、つまりは存在文の場所項が主題化
したときには全ての文が性質・特徴をあらわす文として語られているということができる。

3. 「性質・特徴」を語るといふことは

3. 1 「性質・特徴」の情報とは

2 章で見たように、「X は Y がある」文では X に必ず「性質・特徴」の意味が読み込ま
れると考えられる。反対に「性質・特徴」の意味が認められない場合には非文となるか著

しく許容度が下がる。では、どのような場合に「～がある」文の X に「性質・特徴」が読みこめるのだろうか。

主題化された文は、概して情報量が多くなればなるほど許容度が上がるように見える。例えば前述したように、(33)は許容度が低かったが、「XはYがある」文の Y にあたる「ベンチ」に「きれいな」という修飾を伴った(33)a を見てみるとその許容度が上がると思われる。

(33)?? この公園はベンチがある。 (= (29))

(33) a この公園はきれいなベンチがある。 (= (29)a)

しかしながら、どのような情報でもその量が多くなれば許容度が上がるかという、そうではない。以下の文を見てもそれは明らかである。

(34) ?? この公園はベンチがある。 (= (29))

(34)a この公園はきれいなベンチがある。 (= (29)a)

(34)b??この公園は汚いベンチがある。

(34)c この公園は大きいベンチがある。

(34)d??この公園は小さいベンチがある。

(34)a～dを見ると、単に情報量という面から見ればその差はないといえるが、その許容度に差が見られる。ただし、許容度が低いとした(34)b, (34)dについてもある特定の文脈を想定したときには許容度が上がる場合がある。たとえば、(34)b に関して言うなら、公園の整備を担当している職員が整備個所をチェックしているときに、「この公園は汚いベンチがある」と言えば、許容度は上がるだろう。(34)d に関して、小さい子供がいる母親が、自分の子供が座ったり下りたりしても安全な高さの小さいベンチがある公園を探している、という特別な場面を想定したときには適した文と言える。しかしながら、増えた情報量はほとんど変わらないにもかかわらず、このような許容度の差が生まれることは注目すべき点である。

3. 2 主題化を安定させる情報

では、主題化を安定させる情報とはどんな要素を含んだ情報なのだろうか。具体的に言うなら、(34)a, (34)c における「きれいな」「大きい」という情報や、(34)b, (34)d において先ほど述べたような文脈を設定したときに補われている情報とは何なのだろうか。

本稿では主題化を安定させる情報が含む要素として「特立性ⁱⁱ⁾」を提案したい。存在文の場所項を主題化するためには、X を特徴づけるにあたって十分な特立性がなければならな

い。これは Y を用いて話し手が X に何か働きかける（多くは評価づけを行う）ことを想定するためである。Y が特立性をもつほど X を規定しやすくなり、ひいては X を主題として取り上げやすくなる。反対に特立性がなければそれをどう用いればよいかわからなくなるので許容度が下がる。また、大まかに言えば情報量が多くなるほど X に対する限定性が高まり参照しやすくなるが、その情報が X との関係においてどう影響していて、その情報をどう用いればよいかが想定しやすいものの方が許容度が高まるのである。

ここでいう「特立性」について、もう少し詳細な記述をしておきたい。例えば、(35)の文における主題文の成立は特立性が関与しているというほかない。

(35) 彼は目の下にほくろがある。 (= (6))

(35)a?? 彼はほくろがある。 (= (6)a)

この文が使用されるのに最適な文脈を考えてみよう。この文は「彼」一人を眺めて、「彼」の外見を描写するときの文であるとは想定しづらい。例えば「彼」を知らない友人に、「彼」の写っている集合写真を差し出して「彼」の顔を特定してもらおうとするときであるならば、この文は最適といえるのではないだろうか。このとき、「ほくろ」の描写を「彼」と他の人間を区別する情報とするためにはほくろそのものの存在を描写するだけでは情報量として物足りず、そのほくろがどこにあるのかを語らなければ情報としての価値を見いだせないため、(35)と(35)aの許容度の差が生まれるのである。つまりここでは他の人間から「彼」を特立させて描写しているということである。ここから考えられることは、主題化した文が成立するためには「XはYがある」文においてY（または文脈）がXを特徴づける、すなわちYにおける情報がXの同類と区別できる特殊性を述べる情報と認められなければならないということである。

では、(35)、(35)aと比べて、以下の例ではどうだろうか。

(36) 森田さんは手の甲に火傷の跡がある。

(36)a 森田さんは火傷の跡がある。

(36)ではYに「火傷の跡」という語が用いられているが、この例では(36)も(36)aも許容できる。これは「火傷の跡」が多くの人が持っているものとは考えられないからである。ゆえに「火傷の跡」そのものを語るだけで「森田さん」を他の人間から区別する指標となり、特立性が見出されるため、主題化が成立するのである。

では、以下の例ではどうだろうか。

(37) このハムスターは頬袋に縞がある。

(37)a このハムスターは縞がある。

(37)の場合、「ハムスター」がどのような姿かたちをしていて、どのような模様が一般的かという知識がある人とならない人では容認性が異なってくるのではないだろうか。つまり、ハムスターには縞があるものが多く、しかしその中で縞が頬袋にあるものは多くないという知識を持つ人であれば、(37)aの許容度が低いと判断するだろう。しかし、そういった知識を持たない人はその許容度の違いを感じることはないはずである。

このように、Xとの関係においてYそのものを語ることだけではXの同類と区別できる情報量を与えられない場合、特立性を見いだせないため、許容度が低くなるのである。

3. 3 無情物をXとする場合の特立性

無情物をXにとる場合、これまで述べた特立性は有情物をXにとる場合と少々趣を異にする。具体的に言うならば、無情物をXにとる場合の特立性は「有益性」という観点を通したものとして捉えられると考えられる。以下の例を見られたい。

(38) このカフェはテラス席がある。 (= (1))

(39) この公園は噴水がある。 (= (5))

(40) この居酒屋は個室がある。

これらはXに無情物が示されている文である。これらの文は特立性を認めることができるが、Yに示されるものには「Yがある」と語ることによってXの有益性を語るものでなければならない。(40)を例にとるなら、数多ある居酒屋の中で「この居酒屋」に「個室がある」ということを語ることによって他の居酒屋から「この居酒屋」を区別し特徴づけている。しかし、ここで語られている特立性は「この居酒屋」と「他の居酒屋」を区別するにとどまらず、「この居酒屋」が「相手と静かに話すことのできる好条件の居酒屋」であるということ語っているのである。

これに対して有情物をXにとる場合の特立性は他との区別以上の意味合いは無くてもよい。(35)を例にとれば、他の人間から「彼」をピンポイントに選び出すための特立性が表されている。そこに「彼」が有能な人間であるとか、逆に他から排除されなければならない欠点をもっているというようなことは語られていないのである。

以上のように、存在文における場所項の主題化には「特立性」という要素が必要であると考えられる。その特立性はYそのものに含みこまれている場合もあれば、修飾や文脈に

よって補われることもあるが、存在文における主題化された場所項は他から特立し何かしらの特徴づけが行われているものだと考えることができるのである。

4. おわりに

本稿では澤田(2003)の分類における物理的存在を語る文と親族の存在を語る文を再検討し、存在文の場所項が主題化するときその意味は単なる存在から派生して他の分類の非物理的存在と同じく性質・特徴を語る文としてあらわされているということを主張した。また、修飾が増え、情報量が増えることによって主題化が成立しやすいように考えられるが、同じだけの情報量が増えたにもかかわらず許容度が異なる文があることから、単に修飾を増やして情報量が多くなるだけでは主題化の成立にはつながらないということを指摘した。そしてこれらの主題文が成立するためにはどのような情報が表される必要があるかについては「特立性」という要素が必要であると。また、この「特立性」について、無情物をXにとる文においてはその特立性は「有益性」という観点を通して語られるということをも主張した。

今後の課題としては、今回提案した「特立性」について更なる詳細な考察を行うことが挙げられる。また、今回主張した「特立性」のファクターの関与から主題の「ハ」と対比の「ハ」の連続性についても考察していきたい。

今回主張した内容は主題化した存在文をすべて含みこむものとは言えないかもしれない。しかし、このような問題を考えることなしには主題化そのものを捉えることにはならないのではないだろうか。この問題を考えることから主題が求める描写を考えていくことができるのである。

【参考文献】

- 影山太郎(2004)「存在・所有の軽動詞構文と意味編入」影山太郎・岸本秀樹編『日本語の分析と言語類型』くろしお出版
- 佐藤琢三(2003)「「青い目をしている」型構文の分析」『日本語文法』3巻1号, pp.19-34
- 澤田浩子(2003)「所有物の属性認識」『月刊言語』32(11), pp. 54-60
- 角田太作(1991)『世界の言語と日本語』くろしお出版
- 新居田純野(2004)「人の《特性》と《状態》をあらわす存在文―「～がある」形式について―」『日本語文法』4巻2号, pp.202-213
- 西山佑司(1994)「日本語の存在文と変更名詞句」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』26, pp.115-148
- 西山佑司(2003)『日本語名詞句の意味論と語用論』ひつじ書房
- 野田尚史(1996)『新日本文法選書1 「は」と「が」』くろしお出版
- 堀川智也(2012)『日本語の「主題」』ひつじ書房

注

ⁱ 普通所有物・非普通所有物

角田（1991）は所有物を、誰にでもある「普通所有物」（目、頭、脚、体重、身長など）と誰にでもあるとは限らない「非普通所有物」（あざ、白髪、ニキビ、風格など）に分類している。

ⁱⁱ 特立性

「特立性」という用語については各論様々な定義がなされているが、本稿では特立性を「Xの同類とされるもののなかからその一つを区別できるに足る性質のこと」と定義する。もちろん、ここでいうところの「特立性」とは、プラスのものに限らない。例えば、

(7) この花瓶は底に傷がある。

この文は「この花瓶」のあり方として「傷」を語ることでその他の花瓶の中から「この花瓶」を選り分けることができるという点で特立性があると考ええる。